

【千葉県公立高等学校入学者選抜における配慮申請】

令和5年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項より（抜粋）

＜障害のある志願者の受検の配慮申請＞

障害のある志願者が各入学者選抜を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合の手続等は、次のとおりとする。

なお、障害のある志願者の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

- 1 障害があることにより、特別な配慮が必要な志願者は、その内容について、受検に係る特別配慮申請書（様式23）により、志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に申請することができる。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。
- 2 申請があった高等学校の校長は、志願者の在籍（出身）中学校等の校長と協議を行い、学力検査等の公正さが保たれ、かつ、実施可能な範囲において、適切な措置を講ずることができる。ただし、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者については、協議を要さない。
なお、協議は、申請日から願書等の受付期間の最終日までに行うこととする。
- 3 特別な配慮を講ずる必要があると認めた当該高等学校の校長は、受検に係る特別配慮通知書（様式24）を願書等の受付後、検査等の実施日の前日までのできるだけ早い時期に当該志願者等へ送付する。
- 4 このことに関連して、特別な事情がある場合には、高等学校の校長は当該教育委員会と協議する。

＜受検に係る特別配慮申請書の様式＞

様式23（A4判縦長）

受検に係る特別配慮申請書

年 月 日

高等学校長 様

中学校名

志願者氏名

保護者氏名

下記のとおり、特別な配慮を申請します。

記

- 1 選抜の種類
- 2 配慮が必要な状況
- 3 希望する配慮事項
- 4 その他

注意

- 1 申請書は、入学者選抜ごとに提出する。
- 2 上記2及び3については、具体的に記入する。
- 3 上記4については特記すべきことがある場合、記入する。
- 4 成人の特別入学者選抜の志願者は、保護者氏名を削る。
- 5 定型（長形3号）の封筒（84円切手（料金改定があったときは改訂後の料金の切手）を貼付し、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記する。）を添えて提出する。
- 6 志願する入学者選抜の願書等の受付開始日の前日までに志願する高等学校の校長に提出する。ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始及び学校閉庁日を除く。